

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局、議会事務局、教育庁及び警察本部の40機関

(2) 監査対象期間：令和6年5月1日～令和6年12月24日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年11月1日～令和6年12月24日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	人 事 課	令和6年5月1日から 令和6年11月7日まで	令和6年11月7日
	県 民 情 報 広 報 課	令和6年5月1日から 令和6年11月8日まで	令和6年11月8日
	防災危機管理局防災企画課	令和6年5月1日から 令和6年11月12日まで	令和6年11月12日
	防災危機管理局消防防災指導課	令和6年5月1日から 令和6年11月12日まで	令和6年11月12日
域企画・振興・地域部	総 合 政 策 課	令和6年5月1日から 令和6年11月14日まで	令和6年11月14日
	国 際 局 国 際 政 策 課	令和6年6月1日から 令和6年12月24日まで	令和6年12月24日
県人づくり・生活部・生活部	私学振興・青少年育成局 青 少 年 政 策 課	令和6年5月1日から 令和6年11月22日まで	令和6年11月22日
保健医療部	保 健 医 療 介 護 総 務 課	令和6年6月1日から 令和6年12月23日まで	令和6年12月23日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
福祉労働部	こども未来課	令和6年5月1日から 令和6年11月6日まで	令和6年11月6日
	こども福祉課	令和6年5月1日から 令和6年11月1日まで	令和6年11月1日
環境部	監視指導課	令和6年6月1日から 令和6年12月20日まで	令和6年12月20日
商工部	中小企業技術振興課	令和6年6月1日から 令和6年12月23日まで	令和6年12月23日
	自動車・水素産業振興課	令和6年5月1日から 令和6年11月6日まで	令和6年11月6日
	企業立地課	令和6年5月1日から 令和6年11月20日まで	令和6年11月20日
農林水産部	農山漁村振興課	令和6年5月1日から 令和6年11月14日まで	令和6年11月14日
	輸出促進課	令和6年5月1日から 令和6年11月15日まで	令和6年11月15日
	水田農業振興課	令和6年5月1日から 令和6年11月15日まで	令和6年11月15日
	朝倉農林事務所	令和6年5月1日から 令和6年11月27日まで	令和6年11月27日
	飯塚農林事務所	令和6年6月1日から 令和6年12月11日まで	令和6年12月11日
	農林業総合試験場	令和6年5月1日から 令和6年11月29日まで	令和6年11月29日
	農林業総合試験場筑後分場	令和6年6月1日から 令和6年12月17日まで	令和6年12月17日
	筑後家畜保健衛生所	令和6年6月1日から 令和6年12月10日まで	令和6年12月10日
県土整備部	道路維持課	令和6年5月1日から 令和6年11月19日まで	令和6年11月19日
	道路建設課	令和6年5月1日から 令和6年11月19日まで	令和6年11月19日
	河川管理課	令和6年5月1日から 令和6年11月21日まで	令和6年11月21日
	福岡県土整備事務所	令和6年6月1日から 令和6年12月12日まで	令和6年12月12日
	京築県土整備事務所	令和6年5月1日から 令和6年11月28日まで	令和6年11月28日
建築都市部	営繕設備課	令和6年5月1日から 令和6年11月20日まで	令和6年11月20日
	流域下水道事務所	令和6年6月1日から 令和6年12月18日まで	令和6年12月18日
	議会事務局	令和6年5月1日から 令和6年11月5日まで	令和6年11月5日
教育庁	総務企画課	令和6年5月1日から 令和6年11月1日まで	令和6年11月1日
	財務課	令和6年5月1日から 令和6年11月13日まで	令和6年11月13日
	体育スポーツ健康課	令和6年5月1日から 令和6年11月21日まで	令和6年11月21日

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
警察本部	会計課	令和6年6月1日から 令和6年12月4日まで	令和6年12月2日 ～ 令和6年12月4日
	装備課	令和6年6月1日から 令和6年12月2日まで	令和6年12月2日
	生活安全総務課	令和6年6月1日から 令和6年12月4日まで	令和6年12月4日
	捜査第二課	令和6年6月1日から 令和6年12月3日まで	令和6年12月3日
	鑑識課	令和6年6月1日から 令和6年12月2日まで	令和6年12月2日
	組織犯罪対策課	令和6年6月1日から 令和6年12月4日まで	令和6年12月4日
	運転免許試験課	令和6年6月1日から 令和6年12月3日まで	令和6年12月3日

(2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
県土整備部 道路維持課	支出	1	適正な手続を経ずに緊急用前渡資金（現金）が支払われていた。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
県土整備部	財産	1	郵便切手の管理において、所属長の承認を得ずに切手の払出しを行っていたこと、購入した切手の記帳整理を怠っていたこと、また、月末の集計を行っていなかったことから、監査実施日に郵便切手等出納整理簿と現物が一致せず、適正な管理がなされていないことがあった。
計			1件